



高根沢町告示第67号

入 札 公 告

事後審査型条件付一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年4月30日

高根沢町長 加藤 公博



1 入札対象工事

入札番号	1003
工事名	宝積寺アクアセンター処理場増設工事
工事箇所	高根沢町大字宝積寺地内
業種	水道施設工事、機械器具設置工事
工事概要	機械設備工事 一式 電気設備工事 一式
工期	290日間
最低制限価格等	高根沢町低入札価格調査制度を適用
予定価格	¥418,748,000-（内消費税額¥38,068,000-）
入札方法	郵便入札

2 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者の資格要件

この入札に参加できる者は、事後審査型条件付一般競争入札共通事項に記載された資格要件及び次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

参加形態	単独
本店・営業所	日本国内に建設業法に基づき設置された本店があること。
業種及びランク	高根沢町建設工事入札参加資格者名簿の当該工事（水道施設工事又は機械器具設置工事をいう。以下同じ。）に登録があり、かつ、入札公告日において有効な経営事項審査総合評定値通知書における当該工事の総合評定値（P）が1,200点以上であること。
配置技術者	建設業法に基づき、本工事に対応する技術者を配置できること。
施工実績	平成23年度以降、次に該当する工事を元請けとして施工し、引き渡した実績を有する者であること。 (1) 下水道法上の終末処理場に係る機械設備工事。（水処理方式がオキシデ

	ーションディッチ方式のものに限る。) (2)国又は地方公共団体が発注した下水道類似施設(地域し尿処理施設、農業・林業・漁業集落排水処理施設等をいう。)に係る機械設備工事。(水処理方式がオキシレーションディッチ方式のものに限る。)
--	---

3 入札日程等

入札参加申請書受付期間	令和3年5月7日(金) 16:00までにFAX 提出先:高根沢町総務課 契約係
設計書閲覧期間	令和3年5月10日(月)以降にホームページで公開
質問の受付期間	令和3年5月12日(水) 16:00までにFAX 提出先:高根沢町上下水道課 建設整備係
質問への回答	令和3年5月14日(金)
入札書提出方法	令和3年5月28日(金)までに高根沢郵便局に到達(局留) ※高根沢町郵便入札実施要綱を参照
開札日時	令和3年5月31日(月) 14:20から 場所:高根沢町役場 第1・第2会議室(本庁第3庁舎2階)

4 資格審査

落札候補者は、以下の期限までに事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書(様式2号)を提出すること。

提出期限	令和3年6月2日(水) 16:00までに持参 但し、高根沢町低入札価格調査制度により調査対象となった場合、調査後に提出。 提出先:高根沢町総務課 契約係
------	--

5 保証金・前払金等

入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の100分の10以上 (但し、高根沢町低入札価格調査制度実施要綱に定める調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、契約金額の100分の30以上)
支払条件	前払金:請求できる。(契約額の40%以内(上限1億円)) 中間前払金:請求できる。(但し、既に部分払を受けた場合は請求できない。)

	部 分 払：請求できる。 ※詳細は高根沢町契約事務規則を参照
--	-----------------------------------

6 入札の辞退

入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（高根沢町郵便入札実施要綱様式第4号）を提出すること。なお、入札書を郵送した後であっても、開札の開始までは辞退することができる。

7 その他

（1）下請け業者の選定について

下請け業者を選定する場合には、高根沢町内に本店を設置する者を選定するよう努めること。

8 担当課

（1）公告内容及び入札制度について

高根沢町総務課 契約係（TEL 028-675-8101 FAX 028-675-2409）

（2）工事内容について

高根沢町上下水道課 建設整備係（TEL 028-675-2449 FAX 028-675-2445）

入札条件

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約保証金額及び契約不適合責任の存続期間を次のとおりとする。

- 1 契約保証金額は「請負代金額の10分の3以上」とし、高根沢町建設工事請負契約書第56条の2に規定する違約金は「請負代金額の10分の3に相当する額」とする。
- 2 契約不適合責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内とする。
ただし、設備機器本体等については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないが、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年6月が経過する日までとする。